

農地集約加速化事業

目 的

農業者の高齢化や減少が急速に進む中、少ない農業者でこれからの地域農業・農地を守っていくには、農地を集約化し、効率的な農業経営を行っていくことが重要。昨年度、地域の将来の農業の在り方や農地利用の目標を定めた「地域計画」が県内全市町で策定されたが、多くの地域計画では農地集約化の具体的なビジョンが描けていない状況。

また、さが園芸888運動における産出額目標の達成に向けては、たまねぎ等の露地野菜の産地拡大がカギとなっており、そのためには農地の集約化・大区画化による生産者の規模拡大が重要。

このため、佐賀県独自の新たな手法として、担い手ごとの耕作エリアを定めた「農地集約イメージマップ」(通称:集約マップ)の作成支援や農地交渉の専門チームの設置、集約マップに基づき集約を行った農地の出し手への協力金の交付といった取組を試行的に実施し、その効果を実証する。

事業内容

区 分	内 容	事業実施主体	補助率等	予算額
①農地集約の取組拡大に向けた体制整備	農地交渉の専門チームを設置し、その取組効果を実証	県	—	11,016千円
②集約マップ策定支援事業	集約マップの作成に係る事務経費に対する補助	市町	定額 (上限1,000千円)	1,700千円
③農地利用効率化協力金交付事業	集約マップに位置付けられた受け手に農地が権利移動した場合に、出し手に協力金を交付	地権者 現耕作者	50千円/10a 等	16,000千円

農地集約の手順



農地集約加速化事業のうち集約マップ策定支援事業

集約マップの作成に取り組む市町に対し、作成に係る経費を助成する。

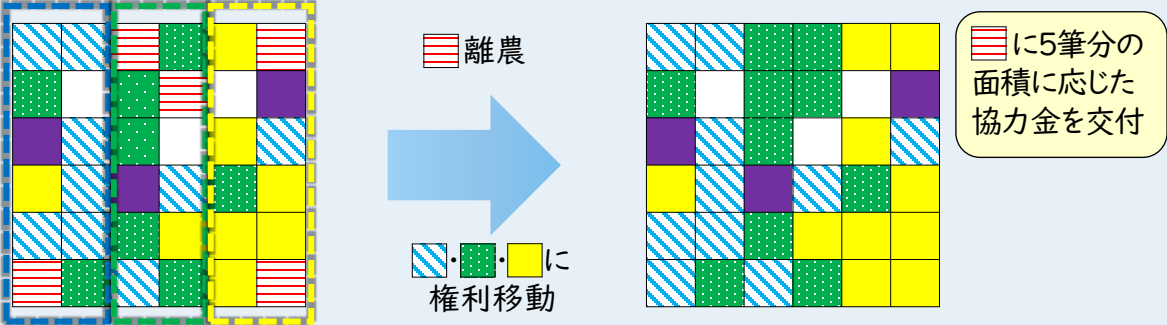
事業実施主体	市町
助成対象者	市町
助成対象経費	以下の取組に係る事務経費（会場借上費、消耗品費、コーディネーターへの謝金 等） ・ 集約マップ作成に係る説明会 ・ 農地集約に係る意向調査の実施 ・ 集約マップ作成のための話合い ・ 作成した集約マップの地権者等への説明会 ・ その他、集約マップ作成のために必要と認める取組
補助率 等	定額（市町ごとの上限額：1,000千円）
要件等	事業実施年度末までに、集約マップを作成し、その写しを県に提出すること。 ※集約マップの作成にまで至らなかった場合は、理由書を作成し県に提出すること。



集約マップ作成のための話合い

農地集約加速化事業のうち農地利用効率化協力金交付事業

集約マップに基づき農地が権利移動した場合に、農地の出し手に対し、市町から協力金を交付する。

事業実施主体	市町
助成対象者	集約マップに基づき権利移動を行う農地の出し手（地権者または現耕作者）
助成内容	集約マップに基づき農地が権利移動した場合に、当該農地の出し手（地権者または現耕作者）に対し協力金を交付  に5筆分の面積に応じた協力金を交付
交付単価	50千円/10aまたは30千円/10a（1者あたりの交付上限額：500千円）
主な要件等	- 当該農地の受け手が、集約マップ上の「将来の主要な担い手」として耕作エリアが位置付けられた者であること。 - 集約マップのエリア内で、事業実施年度の翌年度末までに、将来の主要な担い手が作付けする園芸品目の面積の合計値が事業実施年度の前年度末時点より増加すること。

※詳細は次ページを参照